

行動計画策定

スタッフが仕事と子育てを両立させることができ、スタッフ全員が働きやすい環境をつくることによって、全てのスタッフがその能力を十分に発揮出来るようにするために、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日までの 7 年間

2 内容

目標 1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

＜対策＞

- ・令和 5 年 8 月～ 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等、周知を図る

目標 2 産前産後休業や育児休業、各種給付金、産休育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

- ・令和 5 年 8 月 法に基づく諸制度の調査
- ・令和 5 年 11 月 制度に関するパンフレットを配布し、周知を図る。
- ・令和 6 年 2 月 スタッフに周知を図る。
- ・令和 6 年 8 月～ スタッフに再度周知を図る

目標 3 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成、全スタッフに配布し制度の周知を図る

＜対策＞

- ・令和 6 年 8 月～ スタッフへのアンケート調査、検討開始
- ・令和 6 年 11 月～ 制度に関するパンフレットの作成、配布、研修およびポスター掲示等によりスタッフに周知を図る
- ・令和 7 年 5 月～ スタッフに再度周知を図る
- ・令和 8 年 5 月～ スタッフに再度周知を図る